

労 災 診 療 補 償 保 険 普 通 保 険 約 款

第 1 編 総則

第 1 条（目的）

第 2 条（用語の定義）

第 2 編 包括契約

第 1 章 包括契約の締結等

第 3 条（包括契約の申込みと成立）

第 4 条（包括契約の期間）

第 5 条（保険証券）

第 2 章 包括契約の更新

第 6 条（包括契約の更新）

第 3 章 包括契約の取消、無効および解除

第 7 条（詐欺等による取消）

第 8 条（不法取得目的による無効）

第 9 条（重大事由による解除）

第 10 条（包括契約の取消、無効および解除の通知）

第 4 章 解約および解約返戻金

第 11 条（解約）

第 12 条（解約返戻金）

第 5 章 包括契約の消滅

第 13 条（包括契約の消滅）

第 14 条（包括契約が消滅した場合の未経過保険料等の返還）

第 6 章 契約者配当

第 15 条（契約者配当金）

第 7 章 保険契約者の通知義務

第 16 条（通知義務）

第 3 編 補償保険

第 1 章 補償保険の付保等

第 17 条（補償保険の付保）

第 18 条（対象となる労災診療）

第 19 条（補償保険の保険期間）

第 20 条（保険証券）

第 2 章 保険金支払事由

第 21 条（保険金支払事由および保険金額）

第 22 条（被保険者の範囲）

第 23 条（免責事由）

第 24 条（保険金の受取人）

第 3 章 保険料の払込

第 25 条（保険料の払込）

第 26 条（保険料の払込方法（経路））

第 4 章 保険料の増額または保険金の減額

第 27 条（包括契約期間中の保険料の増額または保険金の減額）

第 5 章 保険金の請求および支払時期等

第 28 条（保険金の請求および支払時期等）

第 29 条（保険金請求権の譲渡の禁止）

第 30 条（不支給決定の取消による保険金の返還）

第 31 条（代位）

第 4 編 その他の事項

第 32 条（保険料または保険金の額の見直し）

第 33 条（時効）

第 34 条（管轄裁判所）

第 1 編 総 則

(目的)

第 1 条 労災診療補償保険（以下「補償保険」といいます。）は、労働者災害補償保険法施行規則第 11 条第 1 項の病院または診療所（以下「指定病院等」といいます。）と公益財団法人労災保険情報センター（以下「当センター」といいます。）との間で、補償保険にかかる労災診療補償保険包括契約（以下「包括契約」といいます。）を締結し、指定病院等が行った個々の労災診療について、すべてに補償保険を付保することにより、指定病院等が労災診療として労働局に請求した診療費に対し、労働基準監督署長（以下「監督署長」といいます。）が労災保険に該当しない旨の不支給の決定をしたことにより生じた損害を補償するものです。

(用語の定義)

第 2 条 本労災診療補償保険普通保険約款（以下「本約款」といいます。）における用語の定義は、本約款に別に定められるもののほか、それぞれ次の各号のとおりとします。

- (1) 当センター 公益財団法人労災保険情報センターをいいます。
- (2) 指定病院等 労働者災害補償保険法施行規則第 11 条第 1 項の病院または診療所をいいます。
- (3) 労災診療 労働者災害補償保険法第 13 条第 1 項または第 22 条に基づく請求により指定病院等で行った診療をいいます。
- (4) 初 診 被災労働者に対して行われた第 1 回目の労災診療をいいます。
- (5) 保険契約者 包括契約を締結した指定病院等をいいます。
- (6) 被保険者 補償保険により補償を受ける方で、第 22 条（被保険者の範囲）に定める方をいいます。
- (7) 包括契約 指定病院等と当センターとの間で補償保険に関する包括的な契約を締結することにより、補償保険を受けることができることを定める契約のことをいいます。
- (8) 補償保険 個々の労災診療に対して本約款の規定に従い保険金を支払うものをいいます。
- (9) 付 保 包括契約を締結している保険契約者が行った個々の労災診療について、指定病院等が労災診療として労働局に請求した診療費に対し、監督署長が労災保険に該当しない旨の不支給の決定をしたことにより生じた損害を補償の対象とすることをいいます。

第2編 包括契約

第1章 包括契約の締結等

(包括契約の申込みと成立)

第3条 指定病院等が、包括契約の申込みをしようとするときは、当センターに所定の包括契約申込書を提出します。

2 包括契約は、当センターが前項の申込みを承諾したときに成立し、そのときから効力を生じます。

(包括契約の期間)

第4条 包括契約の期間は、前条第2項の包括契約が成立した日の属する月の初日を始期日とし、期間の終期は定めません。

(保険証券)

第5条 当センターは、包括契約を締結した場合、保険契約者からの求めに応じ、遅滞なく、次の各号に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に交付します。

- (1) 当センターの名称および住所
- (2) 保険契約者である指定病院等の名称
- (3) 保険契約者である指定病院等の番号、その他保険契約者を特定するために必要な事項
- (4) 保険金受取人の氏名または保険金受取人を特定するために必要な事項
- (5) 保険金の種類、支払う保険金の額および保険金額
- (6) 保険金支払事由
- (7) 包括契約の期間
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 包括契約を締結した年月日
- (10) 保険証券を作成した年月日

第2章 包括契約の更新

(包括契約の更新)

第6条 この包括契約に更新はありません。

第3章 包括契約の取消、無効および解除

(詐欺等による取消)

第7条 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺もしくは脅迫により包括契約を締結したときには、当センターは包括契約を取り消すことができます。この場

合、第 25 条により既に払い込まれた保険料は払い戻しません。

（不法取得目的による無効）

第 8 条 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的で包括契約を締結した場合には包括契約を無効とし、第 25 条により既に払い込まれた保険料は払い戻しません。

（重大事由による解除）

第 9 条 次の各号のいずれかに該当した場合、当センターは、将来に向かって包括契約を解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金（他の保険契約の保険金等を含み、保険の種類および保険金の名称の如何を問いません。以下本条において同様とします。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) 保険金の請求に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺もしくは脅迫行為があった場合

(3) その他包括契約を継続することを期待し得ない前 2 号と同等の事由がある場合

2 保険金支払事由が生じた後でも、当センターは前項の解除を行うことができます。この場合、当センターは保険金を支払いません。また、前項の解除に該当する事案が生じた時から、解除がされた時までの間に不支給決定がなされた第 18 条第 1 項に定める労災診療について、当センターが保険金を支払っていたときは、当センターは、支払った保険金の全額について、返還を請求することができます。

（包括契約の取消、無効および解除の通知）

第 10 条 第 7 条（詐欺等による取消）、第 8 条（不法取得目的による無効）または第 9 条（重大事由による解除）の場合、当センターは、保険契約者の住所にあてて送付する書面によって通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるかまたはその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合を除きます。

第 4 章 解約および解約返戻金

（解約）

第 11 条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって包括契約を解約することができます。

2 保険契約者が前項の解約をするときは、当センター所定の書類を当センターに提出することを要します。

3 第 1 項により包括契約が解約された場合には、第 19 条の規定にかかわらず、包括契約の解約日に個々の補償保険の保険期間も終了し、解約日以降に監督署長から労災保険に該当しない旨の不支給の決定がなされた労災診療に対しては、保険金を支払いません。

(解約返戻金)

第 12 条 包括契約を解約した場合、解約返戻金はありません。

第 5 章 包括契約の消滅

(包括契約の消滅)

第 13 条 この包括契約は、次の各号に該当する場合に消滅し、当該各号に定める日をもって消滅日とします。

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 保険契約者が指定病院等の取消を受けたとき | 取消年月日 |
| (2) 当センターが包括契約を解除したとき | 解除通知の到達年月日 |
| (3) 保険契約者が包括契約を解約したとき | 解約年月日 |

2 前項により包括契約が消滅した場合には、第 19 条の規定にかかわらず、包括契約の消滅日に個々の補償保険の保険期間も終了し、消滅日以降に監督署長から労災保険に該当しない旨の不支給の決定がなされた労災診療に対しては、保険金を支払いません。

(包括契約が消滅した場合の未経過保険料等の返還)

第 14 条 包括契約が消滅した場合、未経過保険料等の返還はありません。

第 6 章 契約者配当

(契約者配当金)

第 15 条 この包括契約に契約者配当金はありません。

第 7 章 保険契約者の通知義務

(通知義務)

第 16 条 保険契約者は、包括契約を締結した後に病院等の住所、名称および代表者の氏名または包括契約申込書に記載した取引金融機関もしくは口座等を変更したときなど、包括契約の内容に変更があったときは、速やかに当センターに通知するものとします。

第3編 補償保険

第1章 補償保険の付保等

(補償保険の付保)

第17条 当センターは、保険契約者が実施した次条に定めるすべての労災診療に対して全件補償保険を付保します。

(対象となる労災診療)

第18条 補償保険の対象となる労災診療は、保険契約者が第4条に定める包括契約の期間内に労働局に対して請求した労災診療であって、当センターに対して当該労災診療にかかる第25条第2項に定める保険料が払い込まれたものとします。

2 前項に定める労災診療のうち、監督署長から労災保険に該当する旨の支給または労災保険に該当しない旨の不支給の決定がなされた後に行われたものについては、補償保険の対象にはなりません。

(補償保険の保険期間)

第19条 補償保険の保険期間は、補償対象となる労災診療の初診の日から、監督署長から労災保険に該当する旨の支給または労災保険に該当しない旨の不支給の決定があった日までの間とします。

(保険証券)

第20条 当センターは、補償保険に対しては、保険証券を交付しません。

第2章 保険金支払事由

(保険金支払事由および保険金額)

第21条 保険金支払事由および保険金額は下表のとおりとします。

号	保険金および給付金の種類	保険金支払事由	支払う保険金の額	保険金額の限度額
1	労災診療補償保険金	保険料が支払われ、被保険者が労働局へ請求した診療費であって、所轄の監督署長から不支給の決定がなされ、診療費の支払がされなくなったことにより、診療費の損害を被ったとき。 ① 不支給決定に伴い、被災労働者から提示された個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書等（健康保険法施行規則第53条、国民健康保険法第	① 不支給となった診療費の請求額を、労災診療費算定基準により算定した額から、その診療内容について社会保険診療報酬点数表	50万円とする。

		36条第3項または船員保険法施行規則第42条に規定)により療養の給付にかかる手続を保険者に行い、被災労働者が本人負担分を被保険者に支払っている場合 ② 不支給決定に伴い、被災労働者から提示された個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書等(健康保険法施行規則第53条、国民健康保険法第36条第3項または船員保険法施行規則第42条に規定)により療養の給付にかかる手続を保険者に行った場合もしくはやむを得ない事由により行えない場合であって、被災労働者が本人負担分を被保険者に支払わない場合 ③ 不支給決定に伴い、不支給となった労災診療費の診療内容について社会保険診療報酬点数表によって算定して得られた額に相当する額を被保険者が受領している場合	によって算定して得られた額を差引いた金額 ② 不支給となった診療費の請求額を、労災診療費算定基準により算定した額から、その診療内容について社会保険診療報酬点数表によって算定して得られた額を差引いた金額と本人負担分未徴収額を合算した金額 なお、本人負担分未徴収額は、当該被災労働者にかかる債権を当センターに譲渡した場合に限る。 ③ 不支給となった診療費の請求額を労災診療費算定基準により算定した額から、その診療内容について社会保険診療報酬点数表によって算定して得られた額を差引いた金額	
--	--	---	--	--

(被保険者の範囲)

第22条 補償保険の被保険者は次の各号に該当する方とします。

- (1) 第25条第2項に定める保険料を払い込んだ保険契約者
- (2) 前号の保険契約者により労災診療が行われ、当該被災労働者が転医することにより労災診療を行った他の保険契約者

(免責事由)

第23条 当センターは、次の各号に該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人による、保険金請求その他に関する不正の事実

(保険金の受取人)

第24条 保険金の受取人は、第22条に定める被保険者とします。

第 3 章 保険料の払込

(保険料の払込)

第 25 条 保険契約者は、包括契約の期間内に、労働局に対して請求した初診の労災診療について、保険料を払い込むものとします。ただし、当該労災診療が再発によるものである場合もしくは他の指定病院等からの転医による労災診療である場合は除きます。

2 前項の場合、保険契約者は初診の労災診療費請求 1 件につき所定の保険料を一括払いで当センターに払い込むものとします。

(保険料の払込方法 (経路))

第 26 条 保険契約者は、次の各号のいずれかの払込方法 (経路) により保険料を払い込むこととします。

- (1) 当センターが指定する金融機関等の口座に振込む方法
- (2) 保険契約者が、当センターとの間に労災診療被災労働者援護事業にかかる契約を締結している場合にあっては、労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除または請求書により金融機関等で振込む方法
- (3) 前号の場合において、保険契約者が法令等により労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除が認められていない自治体立病院等の場合にあっては、請求書により金融機関等で振込む方法
- (4) 保険契約者が当センターに持参または当センターが保険契約者から直接徴収する方法

第 4 章 保険料の増額または保険金の減額

(包括契約期間中の保険料の増額または保険金の減額)

第 27 条 当センターはその業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当センターの定めるところにより主務官庁の認可を得て保険料を増額し、または保険金を減額する変更を行うことがあります。

2 前項に定める契約条件の変更を行う場合、当センターは、契約条件の変更の内容につき、原則として主務官庁の認可を取得したのち、可及的速やかに保険契約者に通知します。

第 5 章 保険金の請求および支払時期等

(保険金の請求および支払時期等)

第 28 条 当センターは、別表 1 に定める保険金請求に関する完備書類が当センターに到着した日の翌日から起算して 30 日以内に、当センターが保険金を支払うために

必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。

2 労働局等に対する調査が必要な場合など、特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当センターは、前項に定める完備書類が当センターに到着した日の翌日から起算して 90 日以内に保険金を支払います。この場合において、当センターは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金受取人に対して通知するものとします。

3 前 2 項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第 1 項または前項の期間に算入しないものとします。

4 当センターは、当センターの責に帰すべき事由により第 1 項または第 2 項に規定した期日を超えて保険金を支払う場合には、その期日の翌日から年利 5%の遅延利息を加えて、保険金を支払います。

（保険金請求権の譲渡の禁止）

第 29 条 保険金の支払を受ける権利は、譲渡または担保に供することはできません。

（不支給決定の取消による保険金の返還）

第 30 条 保険金が支払われた後に審査請求等により不支給決定が取り消され診療費が支払われた場合、当センターは、支払った保険金の全額について、返還を請求します。

（代位）

第 31 条 当センターが第 21 条第 1 号②の保険金を支払った場合で、保険契約者より債権譲渡を受けた社会保険診療費本人負担分については、当センターは当該被災労働者に対して社会保険診療費本人負担分の支払請求を行うことができます。

第 4 編 その他の事項

（保険料または保険金の額の見直し）

第 32 条 当センターは、将来にわたって保険財務の健全性を維持することができるように、保険料または保険金額の妥当性につき検証を行います。

2 前項に定める検証の結果、当センターが保険料または保険金の見直しを行う場合には、当センターは、理事会決議を取得し、原則として主務官庁の認可を取得したのち、可及的速やかに保険契約者に通知します。

（時効）

第 33 条 保険金、保険料の返還およびその他補償保険に関する一切の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して、3 年間これを行わないときは、当該期間の経過をもって自動的に消滅します。

（管轄裁判所）

第 34 条 包括契約および補償保険における保険金の請求その他包括契約および補償

保険に関する一切の訴訟については、当センターの主たる事務所の所在地または保険金の受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

附 則

第 1 条 本約款は、令和 9 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 本約款第 21 条第 1 号における保険金額の限度額の定めについては、令和 9 年 3 月 31 日以前に払い込まれた保険料に対応して支払われる労災診療補償保険金に限り、保険金額の限度額を設定しないものとする。

(別表 1) 保険金等請求書類

保険金の種類	対象	請求に必要な書類
労災診療補償 保険金	第 21 条第 1 号①の 場合	労災診療補償保険金請求書
		労働局へ請求した労災診療費請求内訳書の写（以下「診療費請求内訳書の写」という。）
		社会保険診療報酬明細書の写
		当センターが別に定める書類（必要に応じ）
	第 21 条第 1 号②の 場合	労災診療補償保険金請求書
		診療費請求内訳書の写
		社会保険診療報酬明細書の写
		社会保険診療費本人負担分債権譲渡書
		当センターが別に定める書類（必要に応じ）
	第 21 条第 1 号③の 場合	労災診療補償保険金請求書
		診療費請求内訳書の写
		社会保険診療報酬明細書に準ずるものの写
		当センターが別に定める書類（必要に応じ）

